

議案第 45 号

飯能市国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）

飯能市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

附則第 3 項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という）を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和 2 年 1 月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 3 年 6 月 4 日提出

飯能市長 大久保 勝

飯能市国民健康保険条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>3 給与等 (所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p> <p>3 給与等 (所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき (新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成24年法律第31号)附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症(以下「新型コロナウイルス感染症」という。)に感染したとき又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、傷病手当金を支給する。</p>

第十四条第一項中「第三号」を「第四号」に、「第六号」を「第七号」に改める。

第十六条第一項中「又は宿泊施設」の下に「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設をいう。以下この項及び次条第一項において同じ。」を加える。

第十六条の二を第十六条の三とし、第十六条の次に次の一条を加える。

(感染を防止するための報告又は協力)

第十六条の二 第十四条第一項第三号の規定による求めは、第二条第二号に掲げる感染症の患者については、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の病原体を保有していないことが確認されるまでの間、当該者の体温その他の健康状態について報告を求め、又は宿泊施設から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めるこにより行う。

2 第十四条第一項第三号の規定による求めは、第二条第二号に掲げる感染症の病原体に感染したおそれのある者については、厚生労働省令で定めるところにより、当該感染症の潜伏期間を考慮して定めた期間内において、当該者の居宅又はこれに相当する場所から外出しないことその他の当該感染症の感染の防止に必要な協力を求めるこにより行う。

3 第一項の規定により報告を求められた者は、正当な理由がある場合を除き、これに応じなければならず、前二項の規定により協力を求められた者は、これに応じるよう努めなければならない。

4 第一項の規定による協力の求めに応じない患者に対する第十五条第一項の規定の適用については、同項中「委託して行う。」あるのは「委託し、又は宿泊施設(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第四十四条の三第二項に規定する宿泊施設をいう。第二号において同じ。)の管理者の同意を得て当該宿泊施設内に収容して行う。」と、同項第二号中「又は」とあるのは「若しくは」と、「同じ。」とあるのは「同じ。」又は宿泊施設とする。

5 第三十二条第一項中「左に」を「次に」に、「政令の」を「政令で」に改め、同項第一号中「第十四条第一項第三号、第四号又は第六号」を「第十四条第一項第四号、第五号又は第七号」に改める。

6 第三十四条の二第三項中「第十四条第一項第一号から第六月まで」を「第十四条第一項第一号、第二号及び第四号から第七号まで」に改める。

7 第三十五条中「一に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改める。

8 第三十六条中「一に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第三号まで、第六号又は第七号」を「第十四条第一項第一号、第二号、第四号、第七号又は第八号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第六号中「第十四条第一項第五号」を「第十四条第一項第六号」に、「者」を「とき。」に改め、同条第七号から第十一号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

9 第三十七条中「一に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号から第七号までの規定中「者」を「とき。」に改める。

10 第三十八条中「一に」を「いずれかに」に改め、「該当する」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加え、同条第一号及び第二号中「者」を「とき。」に改める。

(施行期日)
附 則
この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。ただし、第一条中新型インフルエンザ等対策特別措置法目次の改正規定(第六章 雑則(第七十一条第一項第五十五条))を

「第五章の二 新型インフルエンザ等対策推進会議(第七十条の二第一項第五十五条)」に改める部分に限る)、同法第六条第五項の改正規定、同法第十八条第四項の改正規定及び同法第五章の次に一章を加える改正規定は、令和三年四月一日から施行する。

(新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に新型インフルエンザ等対策特別措置法第六条第一項に規定する政府行動計画、同法第七条第一項に規定する都道府県行動計画、同法第八条第一項に規定する市町村行動計画及び同法第九条第一項に規定する業務計画(以下この項において「行動計画等」という)に規定定められている第一条の規定による改正前の新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「旧特措法」という)の附則第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する事項(同条第三項の規定により行行動計画等に定められているものとみなされた事項を含む)は、第一条の規定による改正後の新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下「新特措法」という)第二条第一号に規定する新型インフルエンザ等に関する事項として行動計画等に定められているものとみなす。

2 旧特措法附則第一項の二第一項に規定する新型コロナウイルス感染症に関する事項(同条第二項の規定により行行動計画等に定められているものとみなされた事項を含む)は、第一条の規定による改正後の新型インフルエンザ等に關する事項として行動計画等に定められているものとみなす。この法律の施行の際現に設置されている旧特措法第十五条第一項に規定する政府対策本部は、新特措法第十五条第一項の規定により設置されているものとみなす。

3 この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という)前に旧特措法第三十二条第一項の規定によりされた同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言(当該新型インフルエンザ等緊急事態宣言について、施行日前に同条第三項の規定により同条第一号に掲げる期間が延長され、又は同項第二号に掲げる区域が変更された場合を含み、施行日前に同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた場合を除く。次項において単に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)は、新特措法第三十二条第一項の規定により行われた報告とみなす。

4 この法律の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という)前に旧特措法第三十二条第三項の規定により同条第一号に掲げる期間が延長されたものについて「施行日」前に同条第一号に掲げる期間が延長され、又は同項第二号に掲げる区域が変更された場合を含み、施行日前に同条第五項の規定により同項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言がされた場合を除く。次項において単に「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。)は、新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなす。

5 前項の規定により新特措法第三十二条第一項の規定によりされたものとみなされる新型インフルエンザ等緊急事態宣言のうち、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定により同条第一号に掲げる期間が延長されたものについての新特措法第三十二条第四項の延長する期間の算定について、施行日前に旧特措法第三十二条第三項の規定による当該延長が行われる前の同条第一項第一号に掲げる期間の最終日の翌日から起算するものとする。

6 第一項から第四項までに規定するもののほか、施行日前に実施された旧特措法第十八条第一項の規定による基本的対処方針の策定又は変更、旧特措法第四十五条第一項又は第二項の規定による要請その他の旧特措法により実施された措置で、新特措法中相当する規定があるものは、新特措法により実施されたものとみなす。

7 新特措法第四十五条第三項の規定は、施行日以後に行われる同条第二項の規定による要請(前項の規定により新特措法により実施されたものとみなされるものを除く。)について適用する。

8 施行日前に生じた事由に係る旧特措法第六十九条の規定による国、都道府県及び市町村の負担については、なお従前の例による。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第十

五条第八項の規定は、施行日以後に行われる同条第一項又は第二項の規定による当該職員の質問又是必要な調査に対しても正当な理由がなく協力しない特定患者等(同条第八項に規定する特定患者等をいう)について適用する。

第二条の規定による改正後の感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第八十条の規定は、施行日以後に行われる感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定による入院の勧告若しくは入院の措置により入院する者又は施行日以後に行われる同法の規定による入院の措置を実施される者(施行日以後に行われる同法の規定による入院に係る通知を受けた者に限る)について適用する。

(事務) 第七十条の七 会議に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣) 第七十条の八 会議に係る事項については、内閣法にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(資料の提出その他の協力) 第七十条の九 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任) 第七十条の十 この法律に定めるもののほか、会議に關し必要な事項は、政令で定める。

第七十一条第一項中「第四十九条第二項」を「第四十九条」に改める。

第七十二条第五項中「及び第二項」を「から第四項まで」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、同条第三項中「前二項」を「前各項」に、「特定都道府県」を「都道府県」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項中「特定都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項中「特定都道府県知事」を「都道府県知事」に改め、「長は」の下に「第三十一条の三若しくは」を加え、同項を同条第三項とし、同項の前に次の二項を加える。

都道府県知事は、第三十一条の六第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第一項の規定による要請を受けた者に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該者の営業所、事務所による要請を受けた者に質問せることができる。

2 都道府県知事は、第四十五条第三項の規定の施行に必要な限度において、同条第二項の規定による要請を受けた施設管理者等に対し、必要な報告を求め、又はその職員に、当該要請に係る施設若しくは当該施設管理者等の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問せることができる。

第七十三条中「第四十八条第七項」を「第三十一条の二第七項」に改める。

第七十六条中「搬出した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

第七十七条中「第七十二条第一項」を「第七十二条第三項」に、「第二項」を「第四項」に改め、「した」の下に「場合には、当該違反行為をした」を加える。

本則に次の二条を加える。

第七十九条 第四十五条第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の過料に処する。

第八十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、二十万円以下の過料に処する。

一 第三十一条の六第三項の規定による命令に違反したとき。

二 第七十二条第一項若しくは第二項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくはこれらによる質問に対し答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の一部改正)

第二条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十二章 費用負担(第五十七条—第六十三条)」を「第十二章 感染症及び病原体等に関する費用負担(第五十七条)」に、「第十三章」を「第十四章」に、「第十四章」を「第十五章」に、「第六十三条」を「第八十二条」に、「第八十二条」を「第八十三条」に改める。

第六条第三項第六号中「新型インフルエンザ等感染症」の下に「(第七項第三号に掲げる新型コロナウイルス感染症及び同項第四号に掲げる再興型コロナウイルス感染症を除く。第六項第一号及び第二十三項第一号において同じ。)」を加え、同条第七項に次の二号を加える。

三 新型コロナウイルス感染症(新たに人から人に伝染する能力を有することとなつたコロナウイルスを病原体とする感染症であつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

四 再興型コロナウイルス感染症(かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速な蔓延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

第五条第一項中「第十二章及び第十三章」を「第十三章及び第十四章」に改める。

第九条第三項中「五年」を「六年」に改める。

第十条第一項中「都道府県」の下に「保健所を設置する市又は特別区(以下「保健所設置市等」という。)」にあつては、その長。以下この章(次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十一条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。)において同じ。」を加え、同条第三項中「その管轄する区域外に居住する」を「次の各号に掲げる」に、「その者の居住地を管轄する都道府県知事」を「当該各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その管轄する区域外に居住する者 当該者の居住地を管轄する都道府県知事(その居住地が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その居住地を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)

二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内に居住する者 当該者の居住地を管轄する保健所設置市等の長

第三項を「から第五項まで」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「及び市等」という。)にあつては、その長。以下この章(次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十一条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。)において同じ。」を加え、同条第七項とし、同条中第四項を第六項とし、第三項に次の二項を加える。

4 前二項の規定は、保健所設置市等の長が第一項の規定による届出を受けた場合について準用する。この場合において、第二項中「厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣及び当該保健所設置市等の区域を管轄する都道府県知事(次項各号において「管轄都道府県知事」という。)」と、前項第一号及び第二号中「その管轄する」とあるのは「管轄都道府県知事の管轄する」と、同号中「保健所設置市等の長が」とあるのは「当該保健所設置市等以外の保健所設置市等の長が」と読み替えるものとする。

5 第一項又は第二項若しくは第三項(これらの規定を前項において準用する場合を含む。)の場合において、これらの規定による届出、報告又は通報(以下この項において「届出等」という。)をすべき者が、当該届出等に代えて、厚生労働省令で定めるところにより、自ら及び当該届出等を受けるべき者(第一項の場合にあっては、最寄りの保健所長を含む)が電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。)を利用して同一の情報を閲覧することができる状態に置く措置を講じたときは、当該届出等をしたものとみなす。

第十三条第四項中「その管轄する区域外において飼育されていた」を「次の各号に掲げる」に、「動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事」を「各号に定める者」に改め、同項に次の各号を加える。

一 その管轄する区域外において飼育されていた動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する都道府県知事(その場所が保健所設置市等の区域内にある場合にあっては、その場所を管轄する保健所設置市等の長及び都道府県知事)

二 その管轄する区域内における保健所設置市等の長が管轄する区域内において飼育されていた動物 当該動物が飼育されていた場所を管轄する保健所設置市等の長



(抜 粋)

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名 御璽

令和三年二月三日

内閣総理大臣 曙 譲

法律第五号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律

第一条 新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条」を「第三十一条の三」に、「第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置」を「第三章の二 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置(第三十一条の四—第三十一条の六)」に、「第六章 雜則(第七十一条—第七十五条)」を「第五章の二 新型インフルエンザ等対策推進会議(第七十条の二—第七十条の十)」に、「第七十八条」を「第八十条」に改める。

第一条中「おける措置」の下に「新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置」を加える。

第二条第一号中「及び同条第九項」を「第六条第二項第二号イ及び第十四条において単に「新型インフルエンザ等感染症」という」、感染症法第六条第八項に規定する指定感染症(第十四条の報告に係るものに限る)及び感染症法第六条第九項」に改め、「限る」の下に「。第十四条において単に「新感染症」という」を加え、同条第七号を第八号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の二号を加える。

三 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置 第三十一条の四第一項の規定による公示がされた時から同条第四項の規定により同条第一項に規定する事態が終了した旨の公示がされるまでの間において、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようするため、国及び地方公共団体がこの法律の規定により実施する措置をいう。

第四条第一項中「予防」の下に「及び感染症の拡大の防止」を加える。

第六条第二項第二号イ中「感染症法第六条第七項に規定する」を削り、「のインフルエンザ」を「感染性の疾患」に改め、同条第五項中「感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者」を「第七十条の二の新型インフルエンザ等対策推進会議」に改める。

第七条中第八項を削り、第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の二項を加える。

3 都道府県知事は、都道府県行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。

第八条第七項中「第六条第五項及び前条第七項」を「前条第三項及び第八項」に改める。

第九条第五項中「第七条第七項」を「第七条第八項」に改める。